

都市計画公園見直しガイドライン（案）の構成方針

1. 都市計画公園見直しガイドライン作成の背景

宝塚市（以下、「本市」とする。）では、都市計画決定されている公園緑地のうち、16 公園緑地 317.6ha が未整備（部分開設含む）となっていて、いずれも計画決定後 50 年以上経過しています。そうした未整備箇所は、民有地など非公有地であるところが多くを占めており、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課している状態となっています。

計画決定後の時間経過において、本市全体としては公園緑地の整備が進展した一方、人口減少、少子高齢化の傾向がみられ、そうした傾向は今後も続くことが見込まれます。そのため、公園緑地に対する需要の縮小が見込まれる一方、税収が減少する可能性があり、未整備箇所の中には、整備の必要性、実現性が低下していくところがあると考えられます。

これらのことから、長期未整備の都市計画公園・緑地について都市計画の検証を行い、長期の権利制限等の課題対応に努めるほか、計画を継続するものについては明確に都市計画公園としての必要性を示すことで、行政としての説明責任を果たし、必要な公園緑地の早期確保に努める必要があります

【用語について】

- 都市計画公園・緑地・・・都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画でその区域が定められている公園、緑地をそれぞれ都市計画公園、都市計画緑地としています。

見直し対象の都市計画公園緑地の箇所数・面積

| 状況 | 箇所数 | 計画決定面積(ha) | 開設面積(ha) | 未整備面積(ha) |
|-------|-----|------------|----------|-----------|
| 一部未整備 | 9 | 344.1 | 37.3 | 306.8 |
| 全面未整備 | 7 | 10.8 | 0 | 10.8 |
| 総計 | 16 | 354.9 | 37.3 | 317.6 |

(令和 5 年度末現在)

2. 都市計画公園見直しガイドラインの位置づけ

本市では、未整備の都市計画公園・緑地について、計画内容や対象公園を取り巻く周辺環境等の評価を行う手順や基準など計画見直しの実施指針である「都市計画公園見直しガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を策定し、都市計画公園・緑地のうち長期にわたり未整備状態が続いている箇所の見直しに向けた取組を進めます。

3. 都市計画公園見直しガイドラインの内容

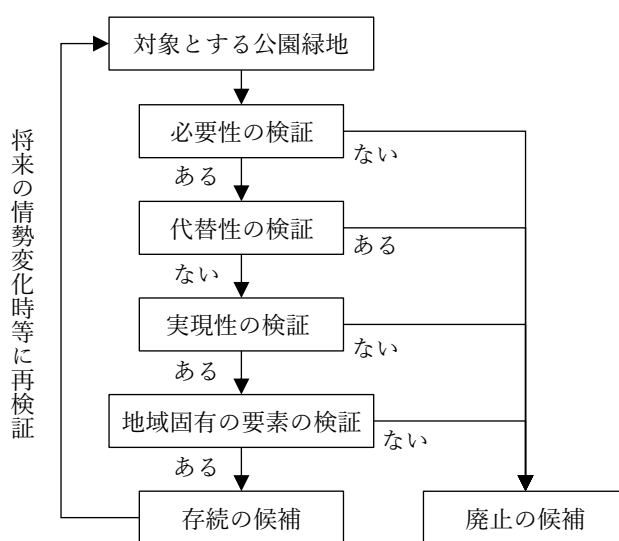
(1) 対象とする公園緑地

見直しの対象とするのは、一部未整備もしくは全体未整備の都市計画公園・緑地のうち、概ね10年以内の事業計画が示されていないものとします。

(2) 基本方針

- ① 対象とする公園緑地について、その必要性、代替性、実現性等を検証します。
- ② 検証の結果、「必要性があるとはいえない」、または「必要性があるものの代替性がある」のいずれかに該当する公園緑地は、「廃止」(一部廃止を含む。以下同じ。)候補とし、都市計画の廃止・変更に向けた検討を行うものとします。
- ③ 必要性がある、かつ、代替性がないものの計画の実現が困難な公園緑地については、個々の公園緑地の実情と特性に応じた地域固有の要素による検証を行い、「廃止」候補または「存続」を判断し、廃止候補について都市計画の廃止・変更に向けた検討を行うものとします。一方、存続候補について整備実現に向けた検討を行うものとします。

対象とする公園緑地の計画に対する検証の流れ



4. 都市計画公園見直しの進め方

ガイドラインの作成から検証実施、地域との合意形成、都市計画の変更は概ね次の流れで実施することを想定しています。

都市計画公園の見直しの流れ

